

## 古代遷宮考

田村, 圓澄

<https://doi.org/10.15017/2320125>

---

出版情報 : 史淵. 92, pp.53-73, 1964-01-31. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 古代遷宮考

田村圓澄

内容目次

はじめに

一 遷宮の問題点

二 神宝と死穢

三 天孫降臨と遷宮

四 卑弥呼とその王権

あとがき

はじめに

三世紀の邪馬台国が、北九州にあったか、あるいは畿内大和にあったかの問題は、古代ヤマト朝廷成立の時期、ないし統一政権成立の所在地の決定に、直接結びついているが、今この問題に立ちいる余裕はない。ただここで注意されるのは、ほぼ四世紀に成立したと考えられる古代ヤマト朝廷に天皇家が、「豪族」として理解せられ、かつヤマト朝廷が、ヤマト地方の諸豪族の連合政権として把握せられている点についてである。

たとえば、神武天皇のイワレヒコの名から推定して、神武天皇を、大和盆地南東部にあたる磐余地方の一豪族とする見方が成立する。記・紀の神武伝承にあらわれるトミヒコ・シキヒコが、それぞれ登美や磯城の首長であるのと同様、イワレヒコは、磐余の首長を意味する呼称であろう。もっとも、はやく本居宣長が、「大和ノ国十市ノ郡に、此ノ地名はあれども、大御名に称申すべき山縁は、ありとも聞えず」と指摘したように、記・紀の神武条においては、イワレヒコと磐余地方とをつなぎ合わせる積極的理由は、まずないといわねばならず、またこの議論は、神武天皇そのものの実在を前提としたことにもなるが、とにかく天皇家の祖先が、畿内ヤマトの土着勢力であり、磐余やその近接地方が本拠であるとする見解が有力である。

岸俊男氏は、大和盆地に遺る四・五世紀の三大古墳群、すなわち、佐紀古墳群・馬見古墳群および磯城古墳群が、それぞれ大和盆地の東北勢力の和珥氏、西南勢力で大臣家の葛城・平群・巨勢・蘇我氏、および中東勢力の皇室・その伴造として近侍する大連家の大伴・物部・中臣のグループに対応する点に注目し、とくに、崇神陵・景行陵などの第一期古墳の典型をふくむ磯城古墳群について、「皇室の大和における本来の拠点で磯城地方周辺の奈良盆地中東部と考えることはまづ大過ないであろう」とされている。

所在古墳を、史上に名を遺す古代豪族に閃連せしめた右の考察は、卓見に富み、示唆されるところが多いのであるが、天皇家の原初的性格を追求するとき、葛城氏や和珥氏などと同様の、古代「豪族」の範疇において、天皇家を理解することに、若干疑いなきをえないのである。

七世紀の末に、持統天皇が、唐の長安の都城にならった藤原宮を営むまで、歴代の天皇は、各天皇ごとに遷宮をくりかえしていた。この頻繁な遷宮は、当時の朝鮮半島ないし大陸の諸国の影響によるものではなく、古代日本の固有の慣行に基づいている。同時に、歴代遷宮の事実が、古代の天皇家を、豪族一般から区別する要因の一つであるのみならず、また

統治者としての天皇の地位の形成にも、関係していると考えられるのである。以下に卑見を述べ、批判を仰ぎたく思う。

註① 『古事記伝』十七。

② 岸俊男「古代豪族」(『世界考古学大系』3所収)

## 一 選宮の問題点

「天皇」の称号の使用が始まったのは、推古天皇の頃である。この漢風の称号は、新たに修好を結んだ隋およびその「皇帝」を予想して、用いられたと考えられるが、「天皇」の漢字をあてられた古代ヤマト朝廷の首長の原初的な呼称は、本居宣長がいうように、「スメラミコト」であった。<sup>(2)</sup>あるいは、「スメラギ」・「スベラギ」(＝統ぶる君)の呼称が、一般化していたであろう(「オオギミ」すなわち「大王」の呼称が行われたことは、熊本県江田古墳出土の太刀銘や隋書倭国伝の記載から知られるが、しかし、「オオギミ」が、もと天皇・親王・諸王を含む天皇家の御子の総称であったことを考えれば、「スメラギ」の称号は、「大王」の呼称に先行していたと思われる。また「大王」の称号の使用は大正・大連の称号(制)の成立と関連をもつとともに、新羅・高句麗の古代朝鮮からの影響によるであろう。<sup>(3)</sup>なお「スメラギ」が、四・五世紀の泉制の「アガタヌシ」に対応する称号であったのに対し、「オオギミ」は、六・七世紀の国造制の「クニノミヤツコ」・「トモノミヤツコ」に對置される称号であったと考えられる。<sup>(4)</sup>

では、歴代の各スメラギは、古代ヤマト国家の人々から、どのような呼称によって、相互に区別せられたのであろうか。かの倭の五王の上表文から推察すれば、各スメラギ自身は、オオササギ(讃)やタケ(武)などの実名を自称していたようであり、「倭王卑弥呼」「倭王多利思比孤」も、この例にかぞえることができる。しかし、それらはいずれも、シナの皇帝に対する倭王の自称であるが、ひるがえって、当時の人々は、歴代のスメラギを、いかに呼称したのであろう

か。

いうまでもなく、スメラギは自称ではなく、「統ぶる君」の尊称であるが、このスメラギの上に、所住の宮の号を冠し、たとえば、「初瀬朝倉の宮に天下治すスメラミコト（スメラギ）」と称し、すなわち、その宮の名によって、代々のスメラギを区分したのである。思うに、スメラギの実名・諱名を称することを憚り、所住の宮号によって、歴代のスメラギを区別したのであり、従って、宮号を冠したスメラギの呼称は、各スメラギの固有名詞というべきであった。

宮号によるスメラギの呼称が、いつ頃から始まったかをあきらかにすることは困難である。しかし、このような呼称が、各スメラギについて固有であることは、逆にいえば、各スメラギの宮が、代ごとに移遷していた慣行の存在を前提としている。もし、二代もしくはそれ以上の世代のスメラギが、同一の宮に居住していたとすれば、宮号によって、各スメラギを区別することは、不可能であるばかりでなく、無意味であったからである。

記・紀の伝承によれば、古代ヤマト朝廷の第一代の神武天皇（カムヤマトイワレヒコ）以下、歴代の天皇は、いずれも代ごとに所住の宮を選んでいる。そしてこの事實は、天皇家を、当時の豪族と同一範疇で律することを拒むのである。

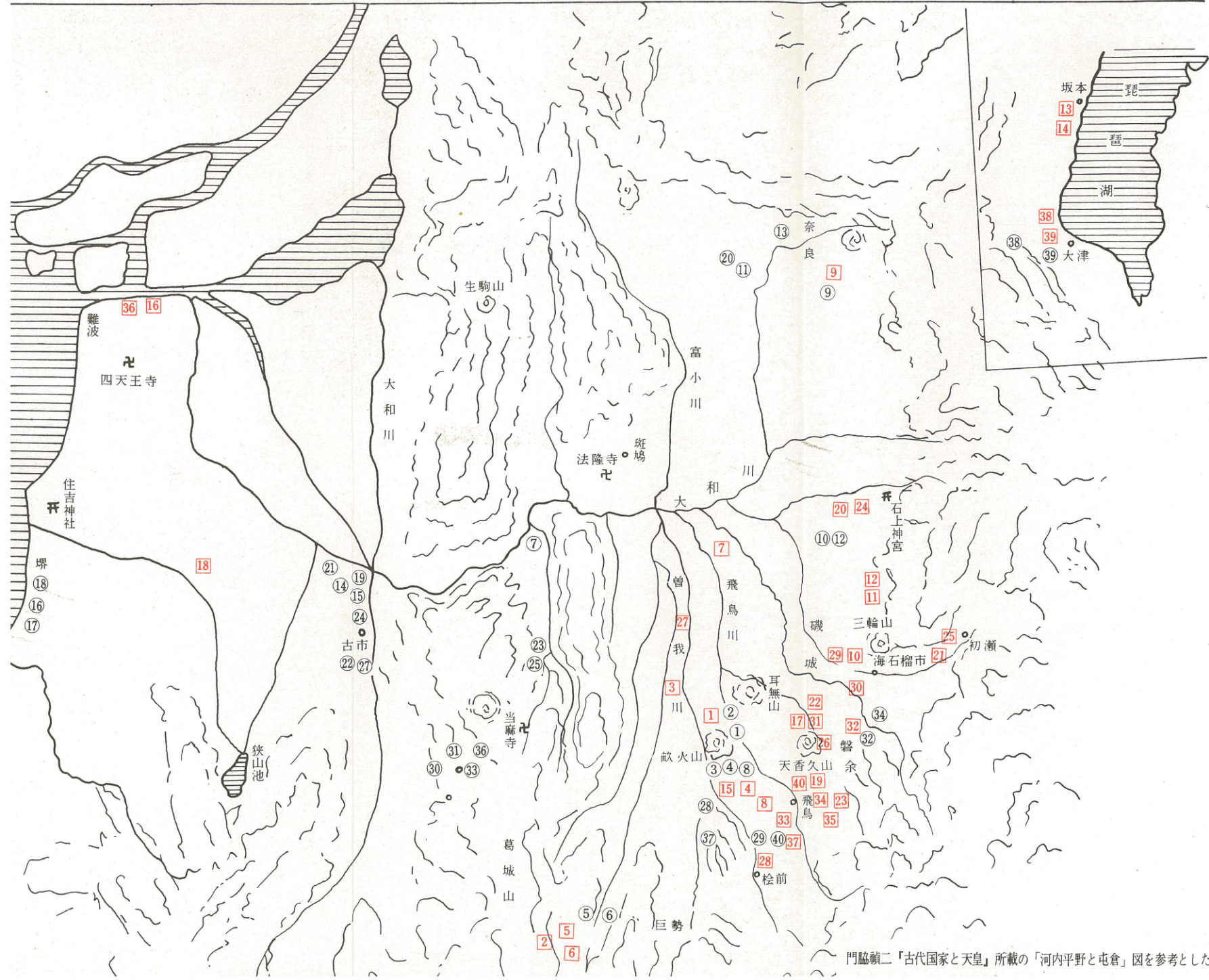
大土地所有者としての古代豪族は、各自の本貫をもっていた。本貫は、その豪族にとって、氏族支配の中心であり、また経済生産の本拠であった。本貫をもたぬ古代豪族を考えることは不可能というべきである。

ところで、天皇家の場合はどうか。記・紀の記載に基づき、神武天皇より天武天皇にいたる四〇天皇の宮および陵の所在地を検すると（別表「歴代宮都・山陵位置推定図」参照）、(一)大和(①)〜(⑫)⑬⑭⑮⑯⑰⑱)〜(⑳)㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺)数字は天皇の代数を示す。

以下同じ)、(二)河内・難波(①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺)の三地方に大別される。仁徳の難波の遷宮は、朝鮮半島経略の軍事的・政治的意味があるし、また成務の近江の遷宮も、北陸経営の拠点確保につながっている。しかし、(二)河内・難波および(三)近江の遷宮例は僅少であり、大多数の天皇の宮は、(一)大和に集中していた(ただし山陵は、大和Ⅱ22・河内Ⅱ11

# 歴代宮都・山陵位置推定図

凡例 □……宮都 ○……山陵 数字は天皇の代数を示す



代数	天皇名	宮都	山陵
1	神武	大和	大和
2	綏靖	〃	〃
3	安寧	〃	〃
4	懿徳	〃	〃
5	孝昭	〃	〃
6	孝安	〃	〃
7	孝霊	〃	〃
8	孝元	〃	〃
9	開化	〃	〃
10	崇神	〃	〃
11	垂仁	〃	〃
12	景行	〃	〃
13	成務	近江	〃
14	仲哀	〃	河内
15	應神	大和	〃
16	仁徳	難波	和泉
17	履中	大和	〃
18	反正	河内	〃
19	允恭	大和	河内
20	安康	〃	大和
21	雄略	〃	河内
22	清寧	〃	〃
23	顕宗	〃	大和
24	仁賢	〃	河内
25	武烈	〃	大和
26	継体	〃	摂津
27	安閑	〃	河内
28	宣化	〃	大和
29	欽明	〃	〃
30	敏達	〃	河内
31	用明	〃	〃
32	崇峻	〃	大和
33	推古	〃	河内
34	舒明	〃	大和
35	皇極	〃	〃
36	孝徳	難波	河内
37	斉明	大和	大和
38	天智	近江	山科
39	弘文	〃	近江
40	天武	大和	大和

門脇頼二「古代国家と天皇」所載の「河内平野と屯倉」図を参考とした

・摂津Ⅱ1・和泉Ⅱ3・近江Ⅱ2の割合となり、大和の二二陵は当然としても、河内〔和泉を含む〕の一四陵の多いことが注目される。

仲哀天皇以前の各天皇の实在性については、懐疑的な見解があるが、たとえ、天皇ではないにしても、天皇家の祖先であるとの解釈は、軽視することができないように思われる。

さて記・紀の記載によれば、神武天皇以降、成務・仲哀にいたる各天皇の宮が、歴代遷宮の形式をとっていることは、仲哀以前の各天皇が、架空の人物であったとしても、なお仲哀・応神以降の歴代遷宮の慣行を無視することができなかったからであろう。神武以降、天武までの四十名の天皇のうち、遷宮を行わなかった天皇が全く存在しないという事実は（ただし弘文天皇を除く）、天皇家が、古代豪族のように本貫をもたなかったことを示している。天皇家は、歴代の遷宮によって、本貫を否定しているのであるが、けだし古代天皇家の権力構造は、本貫に拠り、土地・人民支配を行う豪族の権力構造と異質であったと考えられる。

では、なぜに、歴代ごとの遷宮がくりかえされ、そしてそれが遵守されるべき慣行として固定したのであろうか。

歴代遷宮の第一の理由として、父子別居説が挙げられる。たとえば、本居宣長は、「上代に、御代ごとに都のかはれるは、大方上代には、皇子たちも、御父天皇と、同シ大宮には住坐<sup>すわ</sup>ずて、多くは別地に住坐りしかば、御父天皇崩り坐て、皇太子天津日嗣所知めせば、其ノ元より住坐る郷、即都となれりしなり」と述べているように、招<sup>ま</sup>婿<sup>む</sup>婚<sup>こ</sup>の段階において、生母の膝下で成長した皇子が、父の天皇を嗣いで即位した場合、その生家が、新天皇の宮になるのは、自然の成行といふべきである。しかし、たとえば仁徳の同母皇子の履仲・反正・允恭の三天皇が、あいついで即位したにもかかわらず、所住の宮が、すべて異なっている事実の説明は、父子別居説のみを以ってしては困難であろう。なぜなら、右の三天皇は、いずれも磐之媛の所生であるが、磐余稚桜宮（大和）・丹比紫籬宮（河内）・遠飛鳥宮（大和）というように、それぞれ

宮を遷しているからである。

歴代遷宮の第二の理由として、死穢嫌忌説がある。これについて、久米邦武は、「神に事へるには清浄を先として、穢悪を忌嫌ふは、神道の主旨なり、……諸穢中に於て尤も忌嫌ふは死穢なり、古代に人死すれば、其屋を不浄に穢れたりとして棄たり、……歴代天皇の必ず宮殿を遷さるゝも、奥津棄戸に原由したることなるべし（「奥とは死人の臥したる奥の間にして、棄戸とは被<sup>まき</sup>を以て棺を製し、死人を斂し、其処に遺骸を置いて棄去りたるなり）」と記している。天皇の死により、その宮が穢れた場合、次の天皇が新宮を営み、そこに遷ったことは、充分に理由があるとしなければならぬ。しかし、では、死穢による遷宮ないし遷居は、当時の一般的慣行であつたであらうか。たとえば、死穢に遭つた族長は、本貫を離れてまで遷居しなければならなかつたであらうか。<sup>(5)</sup>

答は否である。歴代遷宮は、天皇家のみに限られる特殊な慣行であつた。

註① 津田左右吉「天皇考」（『日本上代史の研究』所収）

研究』七〇）

② 『古事記伝』十六。

⑥ 『古事記伝』二十一。

③ 同右、四十。

⑦ 久米邦武「神道は祭天の古俗」（『明治文化全集』第十五

④ 竹内理三「大明天皇考」（『律令制と貴族政権』第1部所

巻、思想篇所収）

⑤ 拙稿「聖徳太子の『撰政』の意義—太子考—」（『日本史

⑧ なお遷宮の事情については喜田貞吉『帝都』参照。

## 二 神宝と死穢

皇極元年（六四二）紀十二月条に、次の記事がある。

壬寅（二十一日）、葬<sup>二</sup>息長足日広額天皇于滑谷崗、是日、天皇遷<sup>二</sup>移於小墾田宮、〔或本云、遷<sup>二</sup>於東宮南庭之樞宮〕



息長足日広額天皇すなわち舒明天皇は、同天皇十三年（六四一）十月に百濟宮において崩じ、宮の北で殯が行われていたが、翌皇極元年十二月十三日に喪儀を始め、右の引用記事が示すように、同月二十一日に大和高市郡の滑谷崗に葬られたのである（なお舒明天皇は皇極二年九月に大和城上郡の押坂陵に改葬された）。

ここで注意されるのは、舒明天皇を滑谷崗に葬った日に、皇極天皇が小墾田の新宮に移ったことである。「或本云」として、天皇が東（常）宮南廷の権りの宮に移った一説を掲げているが、とにかく先帝の葬送が終ったその日に天皇は新しい宮に遷っている。では、このときまで皇極天皇は、どこに居住していたか。舒明十三年紀が語るように、百濟宮の北に殯宮が設けられ、皇極天皇は葬送までの一年余の間、この殯宮に侍していたと考えられる。用明天皇元年紀に、「穴穂部皇子欲<sup>レ</sup>新<sup>二</sup>炊屋姫皇后<sup>一</sup>、而自強入<sup>二</sup>於殯宮<sup>一</sup>、寵臣三輪君逆乃喚<sup>二</sup>兵衛、重<sup>二</sup>璵宮門<sup>一</sup>、拒而勿入」とあるのも、大和の広瀬に設けられた敏達天皇の殯宮に、後の炊屋姫（推古天皇）が侍していたことを示して居り、また嚴重な門や垣をめぐらした殯宮の有様が窺われるのである。

白雉五年（六五四）十月に、孝徳天皇は摂津の難柄長柄豊碓宮において崩じた。南庭に殯宮が設けられたが、同年十二月に河内の大坂磯長陵に葬られたその日に、皇太子中大兄は、皇祖母尊（後の齊明天皇）を奉じ、大和の川辺行宮に移っている。

周知のように、天皇の崩後、その遺躰は、殯りすることが慣例であった。殯宮は、宮の域内に営まれるが、大和の磯城嶋金刺宮で崩じた欽明天皇の殯は、河内の古市で行われ、また大和の訳語田幸玉宮で崩じた敏達天皇の殯は、大和の広瀬で行われた。筑紫の朝倉橋広庭宮で崩じた齊明天皇の殯は、旧宮の飛鳥川原宮で営まれている。

殯の期間は、二ヶ月（孝徳）・三ヶ月（用明）から二年以上に及ぶ例（敏達・齊明など）もある（安閑および崇峻の場合、殯は行われなかったらしい）。一般的にいて、先帝の崩—殯—葬—新帝の遷宮の順序が慣例となっていた。いうまで

もなく、遷宮は、新天皇の即位を意味していたのである（舒明以降は、遷宮と即位とが、時間的にずれるようになるが、仁徳より推古までの歴代天皇の例によれば、即位が新しい宮で行われたのが十三例（⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）で、即位と遷宮が時間的にずれたのは、六例（⑩⑪⑬⑭⑲⑳㉑）である。なお応神より天武までの歴代天皇のなかで、先帝の葬送以前に新帝の遷宮が行われたのは四例（㉒㉓㉔㉕）を数えるにすぎず、他の天皇の場合は、すべて先帝の葬送の終了後、新帝の遷宮が行われている。

右の事実は、歴代天皇による遷宮が、先帝の崩御およびその葬送と、密接に関連していることを暗示している。つまり遷宮は、死穢のある先帝の宮を棄てることに意義があったのである。

しかし、なぜ天皇家に限って、死によって穢れた旧い宮を棄て、新しい宮に遷らねばならなかったのであるか。

新しい天皇に遷宮を促したのは、天皇の住居としての宮が、死穢を受けたからではなく、実は、天皇家に相伝される神宝——鏡と劍——の奉安所としての宮が、死穢を蒙ったからであったと考えられる。

津田左右吉博士は、鏡および劍の神宝について、とくに、神として鏡を齋き祭ることを求めた神勅の「為齋鏡」の思想と、宮殿内の安置を求めた「同床共殿」の思想とが、不調和であることを指摘し、上代において、鏡や劍が、神として宮中に奉祀された事実のないことを説かれている。また即位あるいは踐祚の儀礼において、鏡と劍の二つが、神宝として取り扱われるようになったのは、持統天皇ごろの思想が基礎であったことをも論ぜられた。しかし他方、神宝そのものと、神宝相承との区別を明確にした上で、「我が皇位の象徴として伝えられたということは、極めて古い時代の風習に其の由来がある」と述べられている。

津田博士が指摘されるように、神宝の起原説話は、はじめは鏡のみについて語られており、次に鏡・劍二種の物語があらわれたであろうが、ともあれ皇位の象徴として、神宝が伝えられていた。そして天皇の宮に奉安されている神宝が、

天皇の死穢により、歴代遷宮の慣行を導いたのではなからうか。

天皇の宮は、天皇の住居であると解されており、このこと自体は誤りではないが、しかし原初的な意味における古代の天皇の宮は、神宝の奉安所であった。神宝の奉安所としての天皇の宮の第一義的な意義が、看過されてはならない。

神宝に対する死穢は、神宝と「同床共殿」する天皇の死去によって生ずる。従って、神宝を穢なき新宮に移すことは、次の天皇の責務でなければならぬ。こうして神宝相伝者は、おのずから新しい——穢なき——宮に遷ったのである。

註① 津田左右吉『日本古典の研究』下、四八九頁以下。

②③ 同右、上、五一九頁―五三〇頁。

### 三 天孫降臨と遷宮

天孫降臨の伝承は、『古事記』や『日本書紀』に伝えられ、『書紀』の場合、本文のほか、多くの異伝が載せられているが、神宝・神勅および皇孫に随従する神々のあらわれない『書紀』の本文、および第六の「一書」の説話が、旧辞の古い形を伝えていると考えられる。神宝は、はじめは鏡のみが語られ、つぎに鏡・剣二種の物語となり、『古事記』および『書紀』の第一の「一書」に見られる三種の神宝に発展しているが、ここではまた随従の神々として、五伴緒(い)（『書紀』では五部神）が揃っている。すなわち、アメノコヤネの命（中臣連の祖）・フトダマの命（忌部首の祖）・アメノウズメの命（猿女君の祖）・イシコリドメの命（鏡作連の祖）・タマノオヤの命（玉祖連の祖）の五伴緒が、アマテラス大神の命を受け、神宝を奉ずる皇孫ニギの命に随伴して天降りするのである。

さて右の五伴緒は、すでにアマテラス大神の岩戸がくれの物語にあらわれている。この所伝も、『書紀』の本文および三つの異伝、ならびに『古事記』において、それぞれ異なっているが、『古事記』によれば、スサノオの命の悪行を怒っ

たアマテラス大神は、天岩戸にこもり、高天原をはじめ葦原中国も常夜ゆく有様となった。よろずの妖もおこってくる。そこで八百万やよろずの神々が天安河原に集まり衆議の結果、イシコリドメの命が作った鏡、またタマノオヤの命が作った玉を賢木に懸け、フトダマの命が、これを御幣として奉持し、天岩戸の前で、アメノコヤネの命が祝詞を奏した。アメノウズメの命は神懸りして乱舞した。こうしてアマテラス大神は、天岩戸を出ることになるが、さて五伴緒についていえば、アマテラス大神の岩戸がくれの物語、また天孫降臨の物語が示すように、元来は天皇家に隸属し、皇位の象徴である神宝<sup>II</sup>アマテラス大神の神祭を世職とする祭祀団であった。鏡作連（イシコリドメの命の裔）と玉祖連（または玉作連）（タマノオヤの命の裔）は、祭具の製作に従事し、猿女君（アメノウズメの命の裔）は、巫女として呪術を行ったのであるが、この祭祀団の主役は、祝詞を奏する中臣連（アメノウズメの命の裔）と、御幣捧げる忌部首（フトダマの命の裔）であった。

天孫降臨の物語を卒然と読めば、あたかも五伴緒が、天孫ニニギの命に随従しているように見なされやすいが、しかし、ニニギの命が、アマテラス大神から、「此の鏡は、専我が御魂として、吾が御前を拜くが如齋き奉れ」と命せられた神宝の祭祀そのことが、五伴緒の職掌であったことはあきらかであり、従って五伴緒は、神宝に随従しているのである。思うに、岩戸がくれの物語および天孫降臨の物語にあらわれる五伴緒の神宝奉祀伝承は、中臣氏ら五伴緒の後裔氏族が、天皇家の伴造として、神宝の祭祀に任じている事実の反映であろう。

『古事記』によれば、天孫降臨に際し、アメノオシヒの命（大伴直祖）とアマツクメの命（久米直祖）は、剣や弓矢の武器を執り、警衛に当たった。また異形のサルタヒコの神が、八衢にあって一行を先導した。宮廷警備を職掌とする大伴連、および物部連（物部氏は神武天皇の東征の際に服属した伝承をもつ）は、六世紀において、その地位を高め、大連の職を独占するが、しかし、アマテラス大神に発する神聖な血統の相統者——神宝の相伝者——である天皇家の歴史的性格

に即していえば、中臣・忌部らの祭祀グループこそ、第一義の伴（＝家臣団）であり、大伴・物部の警備グループは第二義の伴といふべきであった。

高天原における五伴緒の活動が、宮廷における各氏の祭祀の職掌の反映であるとすれば、大伴氏が天孫降臨の護衛に任じたとする伝承も、大伴氏の現実の職掌に関連していることが理解せられるであろう。

ここで思いあわされるのは、歴代遷宮の慣行と、その嚴重な遵守についてである。遷宮の根本理由は、神宝を死穢から隔離するにあつたと考えられるが、もしそうであるとすれば、歴代の遷宮は、神宝の祭祀に任ずる五伴緒の祭祀グループの職掌と深く結びついている。というのは、遷宮の主体は、死穢を蒙つた神宝であり、天皇は從の立場にあるからである。従つて、神宝の祭祀団は、遷宮にあつても、重要な役割を果たさねばならない。

『古語拾遺』によると、アマテラス大神が天岩戸にかくれたときフトダマの命（忌部氏の祖）の率いるタオキホオヒの命およびヒコサシリの命が、大峽小峽の木を切つて宮殿を造り、アマテラス大神を迎える準備をしたが、右の二神の後裔は、フトダマの命の後裔に率いられ、神武天皇の橿原宮の造営にも当たつたという。この所伝は、津田左右博士が説かれたように、忌部氏が宮廷の祭祀を掌り、また宮廷の建築物の竣功のとき、神事をとり行う職掌をもつていたことから、宮廷の建築そのことをも、忌部氏の所管であるように付会しているが、しかし、「神殿を造り奉るは、みな神代の職に依るべし、齋部の官、御木・魚香二郷の齋部を率いて、伐るに齋斧を以てし、掘るに齋鋤を以てし、然る後に工夫、手を下して造り畢る後、齋部、殿祭および門祭し、訖りて乃ち御座すべし」とあるのは、祝詞の「大殿祭」「御門祭」を参照すれば、歴代の遷宮に際し、神宝を奉安する新しい宮の造営も、もとは忌部氏が管掌していたことを示している。

さて神武天皇の即位に際し、ヒノオミの命（大伴氏）が、来目部（＝久米部）を率いて宮門を衛り、ニギハヤヒの命（物部連の祖）が内物部を率い、予・盾を造り備えたところで、アメノトミの命（忌部氏）が忌部を率いて神宝の鏡・劍

を捧持し、玉と共にこれを橿原宮の正殿に奉安した。アメノトミの命は、また幣物を陳ねて祝詞を奏した。そのち物部が矛と盾を立て、来目部が仗を建て、門を開いて朝拜者を迎え、天位の高貴を覲せしめたという。

右は『古語拾遺』の所伝であるが、踐祚の場合、中臣氏が天神寿詞を奏し、忌部氏が神宝の鏡・剣を上つことは、神祇令の規定するところであり、また持統紀四年正月条には、持統天皇の即位について、「物部麿朝臣、樹大盾、神祇伯中臣大嶋朝臣、誦<sup>二</sup>天神寿詞畢、忌部宿弥色夫知、奉<sup>上</sup>神璽劍鏡於皇后、皇后即天皇位」と記されている。物部氏が、矛と盾の両方を立てたとする『古語拾遺』の所伝は、天平十四年以後の成立にかかると考えられるが、とにかく即位に際し、中臣氏が祝詞を奏し、忌部氏が神宝の鏡・剣を奉上げたこと、また大伴氏が宮の警備にあたり、物部氏が門に大盾を建てたことは、各氏固有の職掌であると共に、その職掌が、大化前代からの伝統に支えられていたことを示している。

天皇の位が、神宝によって象徴せられ、神宝の相承によって、皇位がうけ嗣がれてきたことは、即位の儀式が、鏡・剣の継受にあったことからもうかがわれるが、しかし、中臣・忌部・大伴・物部の各氏の職掌の意味は、歴代遷宮の慣行を前提として、はじめて理解せられるのである。大伴氏が門を固めて警備につき、物部氏が盾を立てて威容を示すのも、その宮が、新しい造営であるところに意義がある。忌部氏が、神宝の鏡・剣を宮の正殿に奉安する——つまり新しい天皇に奉る——のも、それが新しい宮であるからこそ、理由があるのである。天皇の死穢は、神宝の移遷を促したが、即位もまた新しい宮を必要とした。

古代ヤマト朝廷の天皇の宮は、原初的に、神宝の奉安所であり、天皇の住居としての意義は、むしろ付随的であった。天皇の宮の域内の配置、また建造物の構造も、この事実を表現していたであろう。

先帝の崩後、殯や葬礼の行事が終り、さて旧い宮から新しい宮に遷るとき、どのような形で移遷がなされたのであろうか。

思うに、この移遷の行粧が、かの天孫降臨のイメージに反映しているのではなからうか。

神宝を奉ずるニニギの命を中心に、五伴緒が随行し、アメノオシヒの命が部民を率いて警衛に任じ、サルタヒコの神が先駆となって天降りする光景は、実は、旧宮を棄て、新宮に移る天皇の行列の情景と重なっているのである。

政治的・軍事的理由により、天皇の宮が、河内・難波また近江に置かれたこともあるが、多くの場合、大和盆地の各地を転々とした。そして遷宮の動機が、死穢からの離脱であるとはいえず、神宝を奉じた嚴重な行列が、威武を輝かしながら、豪族の割拠する村々を横切することは、天皇の權威と尊貴性を誇示する上においても、少なからざる効果があったといえよう。敏達天皇四年紀が示すように、新しい宮地の点定は、その都度、卜占によって決定せられたであろうが、神意に発するこの占定に対して、いかなる豪族も異議をさしはさむことは許されなかった。そして神宝を奉戴する遷宮の行列は、新天皇の即位を告示しながら、部落を縫って進んだ。本貫をもたぬ天皇家が、本貫に依拠する諸豪族の上に君臨したのとは、天皇が、アマテラス大神に発する神聖な血統の相続者かつ日本の統治権の継承者であるからであり、そして眼前に展開される恒例の歴代遷宮は、この事実を、諸豪族（およびその隷属民）に、強く印象づけるのに役立った。<sup>(1)</sup>

死穢嫌忌に基づく遷宮が、天皇家のみの風習であり、しかも天皇家の歴史と共に固定化慣例化した理由の一端が、知られるであろう。歴代遷宮の慣行は、天皇の地位と權威を周知せしめることにおいて、政治的な意義をもつデモンストレーションであった。

註① 直木孝次郎「『古事記』天孫降臨条の構成について」(『日本古代史論叢』所収)

② 津田左右吉『日本古典の研究』下、四九八頁以下。

③ 直木孝次郎「石上と榎井」(『続日本紀研究』一の十二)

④ 古代ヤマト朝廷の統治に関する法支配の問題については、別稿で考えたい。

## 四 卑弥呼とその王権

古代ヤマト王権の性格・構造を論ずる場合、しばしば魏志倭人伝が伝える邪馬台国の王権と対比される。

紀元三世紀の邪馬台国の政治的支配には、地域的差異のあったことが注意される。

④対島——木（老岐）——末盧——伊都——奴——不弥——投島の七ヶ国は、邪馬台国の北にあり、⑤斯馬国以下奴国までの二十ヶ国は、邪馬台国の傍国であった。この奴国が、女王国（邪馬台国）の境界線をなしており、その南は、⑥狗奴国と接している。つまり④グループの七ヶ国と⑤グループの二十一ヶ国は、女王国に統属しているが、⑦狗奴国は、女王国に属していない。ところで伊都国に設置せられた一大率は、女王に帰属する外交権行使の権限をもつとともに、「檢察諸国」の軍政権を掌握しているが、この諸国が、④グループの七ヶ国であることは、「自女王国以北、特置一大率」という文辞によってあきらかである。⑧グループの二十一ヶ国に対する女王の統治方式は不明であるが、しかし、⑨グループ諸国が邪馬台国の傍国であることから考えて、一大率のような高度の統制力をもつ軍政官——「諸国畏憚」の用語に示される——の配置を考えることはできない。つまり、「倭国」のなかにおいても、一大率を通じ女王の政治支配が浸透する④グループ諸国に較べ、⑨グループ諸国への政治支配は弱かったことが留意せられる。

さて⑩グループ諸国が、連合政権を形成するにいたった要因の一つは、思うに、南方で国境を接する狗奴国との軍事的対抗関係であった。⑪グループの個々の一国として対応するには、余りに狗奴国が強力であることから、やがて邪馬台国を中心とする連合政権が形成せられることになったのであろう。そして邪馬台国を盟主とする⑫グループ諸国が、やがて⑬グループ諸国を制圧し、魏や朝鮮半島との通交権を独占掌握する過程が、一大率設置の事実によって示されているのである。



ところで、㉔グループ諸国は、邪馬台国の王権の専政化を望まなかった。つまり㉔グループ諸国には、自国の相対的独立の要求が、底流をなしていた。しかし、㉓狗奴国に対する軍事的対抗・防衛上の必要性、また㉑グループ諸国に対する専制支配の必要性は、㉔グループ諸国の独立分散の傾向を制約するのみならず、㉔グループ諸国の盟主である邪馬台国の王権の強化を促した。そして㉔グループ諸国が内含するこの自己矛盾は、㉔グループ諸国を政治的不安定に導きがちであった。西暦一七〇年代から一八〇年代にかけての内乱は、けだしこの事情に基づいたと思われる。

女王卑弥呼を共立したのは、いうまでもなく、㉔グループ諸国であった。卑弥呼の死後、男王を立て、また十三歳の苅与を王位に即けたのも、㉔グループ諸国であり、㉑グループ諸国の岡与するところではなかった。

ところで、邪馬台国の支配者、すなわち、男王―女王卑弥呼―男王―女王苅与は、㉔グループ諸国の首長（王）ないしその一族から選ばれたであろうか。しかし、㉔グループ諸国のうちの一ヶ国の強大化専政化を阻止しようとする㉔グループ諸国の共通の意志は、かれらが選ぶ王を、特定の一国の首長、ないしその血縁者のなかから求めることを拒むであろう。邪馬台国の王は、特定の一国の紐付きであってはならないのである。

邪馬台国の女王（王）が、㉔グループ諸国のうちの特定の国の首長（王）と結ぶならば、女王に期待された連合政権の中立性が喪われ、独裁化専制化への方向を辿ることになる。思うに軍事的独裁的男王を避け、司祭者的呪術者的権威を求めたことこそ、㉔グループ諸国による女王卑弥呼共立の根本理由であろう。そして卑弥呼が独身で通したのは、卑弥呼に要求せられた政治的中立の、女王自身による表明にはかならなかった。㉑グループの伊都の国王（および㉓狗奴の国王も）が世襲であるのに対し、邪馬台国の王権は、世襲ではなかった。しかし、㉓奴国との対抗関係、また㉑グループ諸国に対する統制支配を考慮するとき、おのずから㉔グループ諸国内部の政治的安定が強く求められ、そこに邪馬台国王権の世襲化の方向が暗示されているように思われる。

ともあれ三世紀の邪馬台國王権は、女王みずからが、鬼道を事とする呪術者であり、そして呪術者としての機能は、女王の地位と不可分であった。十三才の菫与が王位に即くに及び、ようやく国中が安定したのも、女王菫与の呪術者の機能に関連している。

三世紀の倭国が、死穢嫌忌の習俗をもっていたことは、「<sup>一</sup>已葬、<sup>二</sup>挙家詣水<sup>中</sup>、<sup>一</sup>澡浴、<sup>二</sup>以如練沐<sup>一</sup>」の記載によつてうかがいうるが、しかし、この死穢嫌忌を理由に、邪馬台国において歴代遷宮の慣行が成立していたと考えることはできない。先王の死―新宮への遷宮の慣行の定着には、王権世襲の確立が前提とされるからである。

古代ヤマト朝廷においては、アマテラス大神に発する天皇統治の秩序が成立しており、また神宝の相承によつて、王権の世襲が保証されていた。さらに祭祀グループの制度化により、呪術者の司祭者の機能を天皇個人に求める必要もなくなつていたのである。

中臣・忌部などの祭祀団を組織化・隷属化することにより、呪術者の司祭者の性格を揚棄した天皇は、容易に政治的首長に転身しえた。日本の政治的統一は、軍事的政治的首長の側面を強く帯びる古代ヤマト朝廷の天皇によつて、はじめて可能であった。そして邪馬台国の女王に見られる呪術者の司祭者の首長の側面を強くもつ族長たちは、結局、古代ヤマト朝廷の統率者によつて没落敗退せしめられたのである。

## あとがき

天孫降臨を彷彿せしめる遷宮の威厳に満ちた行粧が、大和盆地を過ぎるようになったのは、どの天皇に始まり、そしてどの天皇の時代まで続いたのであろうか。しかし、遷宮の始源を遡及することは、古代ヤマト朝廷成立の実年代を決定するのと同様、不可能であろう。天岩屋の段や天孫降臨の条における五伴緒また大伴氏の活躍は、記・紀の資料となつた旧辞

に戴せられていたと考えられるが、その旧辞成立の上限を決定することは、不可能だからである。

しかし、歴代天皇による遷宮の慣行は、天皇家がもともと「豪族」ではなく、むしろ司祭者であったこと、そして恐らく天皇家の祖先は、大和以外の地方から、大和に移遷したことを暗示している。天皇家に、本貫がない事實は、右の推定をうらづけるであろう。

天皇家の原初的な移遷は、五伴緒の祭祀グループと、大伴氏の軍事力によって行われたが、以後二世紀またはそれ以上の間、五伴緒および大伴氏・物部氏の後裔氏族は、天皇の代が変わり、宮が遷るたびに、神宝と天皇に随従して、各地を移動したのであろう。かれらが地名を負う氏名を名乗らなかったのは、かれらが連や首の姓を与えられた伴造身分であり、そしてもともと大和に自己の本貫をもたなかったからである。

古代ヤマト朝廷の初期の領有支配の対象は、倭の六県であった。県制が、国造制に先行する古代ヤマト朝廷の地方支配体制であり、また県が、祭祀供御料貢納地的性格を帯びていることは、上田正昭氏の論証せられたところであるが、<sup>1)</sup>倭の六県は、神宝を奉祭する祭祀団としての古代ヤマト朝廷の祭祀供御料地であり神領であった。歴代の遷宮が、大和盆地の外に出ることが尠なかったのも、思うに倭の六県の所在に規制されたからであろう。

倭の六県は、領有支配形態が宗教的祭祀的であるといえ、古代ヤマト朝廷の政治的統一の発端をなす記念すべき領有地であった。推古天皇が、倭の六県の一つの葛木県の割譲を求めた大臣蘇我馬子の申出を拒否し、また大化の造籍校田が、「倭国六県」から始められたのも、故なしとしないのである。

なお付言するならば、県からの貢納物——祭祀奉幣のための五穀や織物——を収めたのが齋蔵であり、忌部氏がその管理に任じていた。また既述のように、各地に設定せられる県の首長<sup>2)</sup>「アガタヌシ」に対応する古代ヤマト朝廷側の首長<sup>3)</sup>「天皇の呼称は、「スメラギ」（統ぶる君）であったと考えられる。「オオギミ」（大王）は、国造制の段階における

天皇の呼称である。

歴代遷宮の慣行は、天武天皇の飛鳥浄見原宮によって終止符が打たれた。周知のように、次の持統天皇の藤原宮は、持統・文武、元明の三代の宮となったのである。

さて皇極天皇の飛鳥板蓋宮は、その名の示すように、板葺の屋根をもっていた。この板葺を椀皮葺と解する説もあるが、それはともかくとして、飛鳥板蓋宮は茅葺（板葺）・堀立柱の、いわゆる「底磐之根に太立宮柱、高天之原に峻峙搏風」の神代風の様式を継いでいた。

孝徳天皇の難波長柄豊崎宮は、前後七年を費して完成し、「其宮殿之状、不可彈論」と評されたが、しかし茅葺・堀立柱の伝統的様式を離脱することはできなかつたらしい。

齊明天皇が、飛鳥板蓋宮で重祚したのは、この宮が天皇の死穢を受けていなかったからであろう。興味ふかいは、齊明天皇が小墾田に「瓦覆」の新宮を営もうとしたが、造宮のための用材が多量にくさつたので、その造作を中止せしめたことである。美しい文様をもつ瓦を戴せ、また朱塗りの円柱で装われた仏寺が、飛鳥を中心として建られており、齊明天皇は、小墾田の新宮に、仏寺建築の様式を採用しようとしたのであろう。しかし、それが実現しなかつたことは、神代風様式の規制がいかに根強いものであつたかを示している。

天智天皇の大津宮が、茅葺・堀立柱の神代風様式であつたか、あるいは瓦葺・丸柱の大陸様式であつたかを決定するのは、不可能にちかひ。推古天皇の豊浦宮が豊浦寺に、齊明天皇の飛鳥川原宮が川原寺に、天皇の死後それぞれ転換せられたように、天智天皇の大津宮は、やがて志賀山寺（崇福寺）に改変せられたからである。しかし、天武天皇の飛鳥浄見原宮は、茅葺・堀立柱様式であつたらしく、もしそうであるとすると、瓦葺・丸柱の大陸様式に基づく最初の宮は、持統天皇の藤原宮であつたと考えられる。

では、なぜ歴代の天皇の宮が、茅葺・堀立柱の神代風様式の規制を受けつづけてきたのであろうか。

思うに茅葺・堀立柱の天皇の宮は、原初的には神宝の奉安所であったのであり、その祭祀に与る中臣・忌部氏らの職掌とともに、長い伝統と慣習を負っていた。雄略天皇が河内に巡行したとき、「堅魚」を上げた家を見て、「奴や、己が家を、天皇の御舎に似て造れり」といい、所住者の志紀大県主を罰しようとした話は、天皇の宮の「堅魚」が、天皇の地位と尊貴性をあらわす象徴であったことを語っているが、しかし、志紀大県主が誤って造作したように、天皇の宮も、古代豪族の家も、その様式において質的な差違はなかった。しかも、大陸の建築技術者が渡来し、たとえば新羅系の猪名部御田が雄略天皇の命をうけ、「始起楼閣」<sup>二</sup>することもあったが、天皇の宮の建築様式については、なんらの質的変化も与えられないことなく、もちろん仏寺建築様式の影響をも拒否し、神代風の様式を伝承墨守してきたのである。

歴代の天皇の宮の造営は、いうまでもなく忌部氏が関与していたが、天皇の宮の様式や構造に変更を加えることは、アマテラス大神に発する天皇の政治支配の秩序に、新しい変容を与えることと考えられたのであろう。つまり天皇の宮における茅葺・堀立柱の神代風様式と、天皇の尊貴な地位と權威が、不可分のものとして伝承せられてきたのである。古代ヤマト国家における天皇の地位と權威はあきらかに「神代」的であった。

さて持統天皇の藤原宮をもって、歴代遷宮の慣行に終止符がうたれたことについては、唐都長安の都城制の知見によるとともに、なお次の理由が考えられるであらう。

第一に、文武天皇は持統天皇十一年（六九七）八月に受禪し、従って神宝の奉戴者は、持統より文武に移行したが、持統上皇の死は、大宝二年（七〇二）、つまり受禪より六年後であった。従って持統上皇の崩御による死穢は、神宝に及ぶはずがなく、この点で、遷宮の理由が存在しなかったことである。

第二に、舒明天皇以来、舒明一家による宮廷の仏教受容が進んだ。天智天皇の大津宮では、内裏に「仏殿」が設けられ

ていたが、天武天皇の殯庭には、はじめて僧尼が参向した。また持統天皇は、かの道昭の範により、火葬された最初の天皇（上皇）であった。宮廷仏教と国家仏教の結合の頂点に立つ藤原京の四大寺が成立するのもこの頃であり、これまで慣習として支配力をもっていた死穢の觀念についても、仏教による解釈が与えられるようになった。先皇の宮が、仏寺に転じ（先皇の宮の故地に仏寺が建てられ）、また先皇の追善のために、盛大な仏事法会が営まれるのも、この解答の一つであるが、もはや死穢を直接遷宮に結びつける「神代」的見解に対し、或る程度の緩和を意味する修正が、仏教側より提示せられた。

第三に、都城制施行の条件が、次第に熟しつつあった。かつての古代豪族も、ヤマト朝廷の官僚身分に転移し、各自の本貫を離れ、京内に定住する傾向を示していた。齊明天皇が群臣に詔し「京内諸寺」で『孟蘭盆経』を講せしめたが、京内の二三の国大寺を除けば、大部分の寺は群臣（豪族）の私寺であった。群臣が京内に居宅を設け、また各自の私寺を建てたことは、天皇の遷宮を困難にしたのである。

以上の理由の中で、とくに仏教の役割は重要である。排仏派の大連物部守屋を打倒した直後、大臣蘇我馬子が、飛鳥の地に、仏法興隆の拠点としての法興寺を建てたことは、いうまでもなく飛鳥「京」が形成される根本要因であった。孝徳天皇の難波、天智天皇の近江と、天皇の宮が一時は飛鳥を離れることもあったが、まもなく飛鳥に還り、そして持統天皇の藤原京に引き継がれたのである。

注意されるのは、天皇の宮が、神代風の茅葺・堀立柱様式から、大陸風の瓦葺、丸柱様式に転換したとき、同時に、長い歴代遷宮の慣行に終止符がうたれ、都城制による京と宮の固定化が始まったことである。古い神代風様式に束縛せられた神宝奉安の宮は、内裏として後退し、代って大極殿が、律令制下の新しい天皇の地位と權威の象徴として、都城の中央正面に建てられた。かつて古代ヤマト朝廷の第一義の伴（＝家臣団）であった中臣・忌部の祭祀グループは、その光栄と

伝統を、最終的に律令官人貴族に譲りわたしたが、いうまでもなく、令制における神祇官と太政官の位置は、神代的權威によって天皇を莊嚴しつづけようとする中臣・忌部の祭祀グループと、律令支配体制によって天皇の権力を確立しようとする律令官人貴族との、この時点における意図と地位の懸隔を明確に示していた。

古代ヤマト朝廷成立以来、数世紀にわたって厳重に遵守されてきた歴代遷宮の慣行は、律令制の確立・国家仏教の成立・都城制の実施という画期的な歴史的課題を實現した七世紀末にいたって、終焉を迎えることとなったが、しかし神宝奉安の宮内裏は、なお古い慣習により、茅葺・堀立柱の神代風様式によって造作せられた。

ともあれ古代ヤマト国家においては、歴代の遷宮そのことが、天皇の權威と権力を誇示する絶好の機会ですらあったが、今や朝堂院を中心とするいかめしい宮廷建造物群、そして七堂伽藍の仏寺の数々を擁する都城制そのものが、王者の威嚴を一層たかめることとなったのである。

註① 上田正昭『日本古代国家成立史の研究』一二三頁以下。

② 飯田武郷『日本書記通釈』

③ 孝徳天皇紀白雉二年九月条。

④ 沢村仁『難波宮』（『仏教芸術』五一）

⑤ 齊明天皇紀元年八月条。

⑥ 『古事記』雄略天皇条。

⑦ 雄略天皇紀十二年十月条。

⑧ 拙稿「国家仏教の成立過程」（『史淵』九〇）

⑨ 天智天皇紀十年十月条。

⑩ 天武天皇紀朱鳥元年九月条・持統天皇紀元年正月条。

⑪ 拙稿「藤原京の四大寺」（『南都仏教』十三）

⑫ 齊明天皇紀五年七月条。

⑬ 天武天皇紀九年四月条。

（一九六三・一一・六稿）

## The Removals of Imperial Palace in Ancient Japan

Enchō TAMURA

In the ancient history of Japan, it is the notable fact that the imperial palace was removed at each enthronement. Beginning with the first emperor, Jimmu (神武), to the fortieth emperor, Temmu (天武), each emperor or empress removed mainly within the Yamato (大和) region, building his or her own humble palace at various places.

The ancient imperial palaces were called miya (宮) or the shrines, because there were enshrined the holy treasures which were the symbol of the imperial throne. Thus the residence of emperors there was even an appenpant factor. At his or her euthornement, the new emperor or empress removed to the newly-built palace taking the holy treasures with him or her, for the ex-emperor's death was considered to bring pollution to his old palace.

The ancient parades for the palace removals found their reflection in the image of the so-called Tenson-Kōrin (天孫降臨) or the "descent to earth of the descendant of the Sun-Goddess." The clans of Nakatomi (中臣) and Imbe (忌部), the groups to which were assigned the religious services by the imperial family, marched immediately following Ninigi-no-mikoto, the grandson of the Sun Goddess, and the clan of Ōtomo (大伴) commanding their own men, took the duty of guarding the descendant.

The imperial family, which made the removal its custom, had not its own peculiar stronghold. Possessing the holy treasures connected with the religious authority of the Sun-Goddess, it could reign over the clans which held their own sphere of influence around their domicile places.

This custom of the palace-removal came to an end at the close of the seventh century, when the Fujiwara-kyo (藤原京) was built imitating the city of Chang-an (長安), the capital of the Tang dynasty.



Thus the imperial authority was established upon the basis of the Ritsuryo (律令) system, not resting on the religious and magical holy treasures. The miya, in which the holy treasures were enshrined, receded to the back and became the private Dairi (内裏). And the magnificent Daigokuden (大極殿) was built, symbolizing the absolute position and authority of the emperors, at the facade of the huge imperial palace.